(別紙1)

福島県 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)

第1 活動指針及び活動要件

農地維持活動

(1) 地域資源の基礎的な保全活動

	活動区分	活動項目	活動要件
	点検	1 点検	活動計画書に位置付けた
計画策定			農用地及び水路等の施設
			について、遊休農地の発生 状況等の把握、泥の堆積状
			祝等の点検を毎年度実施
			する。
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践
	可	2 平及10期前回り水足	活動に関する年度計画を
			毎年度策定する。
 研修		301 事務・組織運営等に関する研修	事務・組織運営等に関する
		302 機械の安全使用に関する研修	研修、機械の安全使用に関
			する研修について、5年間
			に各1回以上実施する。
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた 農用地及び水路等の施設 について、遊休農地発生防 止のための保全管理、畦畔 ・法面・防風林の草刈り、 等を毎年度実施する。
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り	
		O TWI DE BANKINGS + 1-14)	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	
	 水路	7 水路の草刈り	
	7,7-24	8 水路の泥上げ	_
		· ·	いては、点検結果に基づき、必要となる活動項目を
		9 水路附帯施設の保守管理	
	農道	10 農道の草刈り	実施する。
		11 農道側溝の泥上げ	
		12 路面の維持	
	ため池	13 ため池の草刈り	
		<u>14</u> ため池の泥上げ	1
		15 ため池附帯施設の保守管理	
	共通	16 異常気象時の対応	

追加項目	目 農用地	100 融雪のための融雪剤散布 (会津、南会津、郡山市湖南及び天栄村 湯本地域のみ)	下線部の活動については、 点検結果に基づき、必要と なる活動項目を実施する。
		101 融雪排水促進のための溝きり (会津、南会津、郡山市湖南及び天栄村 湯本地域のみ)	
	水路	<u> </u>	下線部の活動については、 点検結果に基づき、必要と
	ため池	103 配水操作	なる活動項目を実施する。

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動区分	活動項目	活動要件
地域資源の適切な保全管理のた	17 農業者(入り作農家、土地持ち非農家	該当する活動項目を選択
めの推進活動	を含む)による検討会の開催	し、毎年度実施する。
	18 農業者に対する意向調査、農業者によ	
	る現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備、調	
	整、それに必要な調査	
	20 地域住民等(集落外の住民・組織等	
	も含む)との意見交換・ワークショ	
	ップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査、地域	
	住民等との集落内調査	
	22 有識者等による研修会、有識者を交え	
	た検討会の開催	
	23 その他(地域の実情に応じて対象組織	
	が具体的に設定)	

第2 活動の説明

農地維持活動

- (1) 地域資源の基礎的な保全活動
 - 1) 点検・計画策定

ア点検

1 点検

【農用地に関する活動内容】

- □遊休農地等の発生状況の把握
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状 況を把握すること。

【水路(開水路、パイプライン)に関する活動内容】

- □施設の点検
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況(ゴミの 投棄状況含む)を確認すること。
 - 活動計画書に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。
 - ・ かんがい期前に通水試験を実施し、通水状況を把握すること。

【農道に関する活動内容】

□施設の点検

・ 活動計画書に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側 溝の泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)を確認すること。

【ため池(管理道路含む)に関する活動内容】

- □施設の点検
 - ・ 活動計画書に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況(ゴミの投棄状況含む)、管理道路の状況(側溝のゴミの投棄状況含む)を確認すること。
 - ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池附帯施設の点検を行うこと。

イ 計画策定

2年度活動計画の策定

・ 点検・機能診断結果も踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。

2) 研修

301 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修

・ 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修を行うこと。

302 機械の安全使用に関する研修

・ 共同活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械(刈払機など)について、

安全使用に関する研修、講習会等を開催又はそれに参加すること。

3) 実践活動

- ア 農用地に関する活動内容
 - 4 遊休農地発生防止のための保全管理
 - ・ 農用地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を 保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地 を解消すること。

5 畦畔・法面・防風林の草刈り

- □畦畔・農用地法面等の草刈り
 - ・ ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置 付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産 への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後 の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に 存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないように すること。
- □防風林の枝払い・下草の草刈り
 - ・ ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈り又は除草等の作業により、適正な管理を行うこと。この際には、枝払いや草刈り又は除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

|6||鳥獣害防護柵等の保守管理

- □鳥獣害防護柵の適正管理
 - ・ 鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等により適正な管理 を行うこと。
- □防風ネットの適正管理
 - 防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。

100 融雪のための融雪剤散布

(会津、南会津、郡山市湖南及び天栄村湯本地域のみ)

・ 雪解けの時期をずらすことにより、急激な融雪による法面等の浸食を抑制するため、農用地への粉炭や灰等の融雪剤の散布を行うこと。

101 融雪排水促進のための溝きり

(会津、南会津、郡山市湖南及び天栄村湯本地域のみ)

・ 融雪水の排水を促進するために、積雪前に溝きりや心土破砕を行い、 表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の浸食を抑制すること。

イ 水路 (開水路・パイプライン) に関する活動内容

7水路の草刈り

□水路の草刈り

・ 通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画書に位置付けた 水路やその周辺部の草刈り又は除草を行い、通水機能等に障害が生じない ようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、 刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあって は、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ場、調整施設等の草刈り

・ 活動計画書に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン附帯施設やその周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

8水路の泥上げ

□水路の泥上げ

・ 活動計画書に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

□ポンプ吸水槽等の泥上げ

・ 点検の結果、必要となる場合には、活動計画書に位置付けたポンプ吸水 槽等の泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。この 際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。又 は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生 じないようにすること。

9 水路附帯施設の保守管理

□かんがい期前の注油

・ 活動計画書に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生 じないようにすること。

□ゲート類等の保守管理

・ 腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路附帯施設の 長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗 料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

□遮光施設の適正管理

アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□積雪被害防止活動

(会津、南会津、郡山市湖南及び天栄村湯本地域のみ)

・ 積雪による損壊や流水阻害等による被害を防止するため、水路の雪割り や冬期間の水路のふた掛け等を行うこと。

102 配水操作

・ 地域の水需要に基づいた適正な配水操作を行うこと。

ウ 農道に関する活動内容

10 農道の草刈り

・ 活動計画書に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草 又は枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所 に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農業生産・ 生活環境への支障が生じないようにすること。

11 農道側溝の泥上げ

・ 活動計画書に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が 生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、 その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあっては、農 業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

12 路面の維持

・ 活動計画書に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。

エ ため池に関する活動内容

13 ため池の草刈り

・ 活動計画書に位置付けたため池やその周辺部の草刈り又は除草を行い、 ため池の機能等に障害が生じないようにすること。この際には、草刈り又 は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又 は、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活 環境への支障が生じないようにすること。

14 ため池の泥上げ

・ 活動計画書に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に 障害が生じないようにすること。この際には、泥上げした土砂を適正に処 理し、その場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあって は、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。

15 ため池附帯施設の保守管理

- □かんがい期前の施設の清掃・防塵
 - ・ 活動計画書に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等機能に障害が生じないようにすること。

□管理道路の管理

・ 活動計画書に位置付けたため池の管理道路を補修(草刈り、側溝の泥上 げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等)し、管理道路としての 機能に障害が生じないようにすること。

□遮光施設の適正管理

・ アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。

□ゲート類の保守管理

・ 腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池附帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、又は、塗料や被 覆資材の再途布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。

103 配水操作

・ 地域の水需要に基づいた適正な配水操作を行うこと。

才 共通

16 異常気象時の対応

- □異常気象後の見回り
 - ・ 洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農用地(畦畔、排水口、法面等)、水路、地上部のパイプライン附帯施設(ポンプ場、調整施設等)、農道、ため池及び附帯施設の見回りを行い、状況を把握すること。

□異常気象後の応急措置

・ 異常気象後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路、農道及びため池に土砂や雑木等が見られたり、施設機能に 障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

構造変化に対応した保全管理の目標に基づいた以下の活動を行うこと。

- |17||農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催
- |18||農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- |19 ||不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- [20] 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
- 21 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- |22||有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
- 23 その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)